

7 議案第8号関係

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>待機手当</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 死体処理手当</u></p> <p><u>(待機手当)</u></p> <p>第4条 <u>待機手当は、国民健康保険おいらせ病院(以下「病院」という。)において、診療に従事する臨床検査技師及び診療放射線技師に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 平日午後5時から翌日の午前8時15分まで待機する場合 1,000円</u></p> <p><u>(2) 週休日(おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。)及び休日(勤務時間条例第9条に規定する休日をいう。)の午前8時15分から翌日の午前8時15分まで待機する場合 2,500円</u></p> <p>(診療手当)</p> <p>第5条 診療手当は、<u>病院</u>において、診療に従事する医師に支給する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(死体処理手当)</u></p> <p>第8条 <u>死体処理手当は、死体の処置に従事した病院職員に支給する。ただし、2人以上で実施した場合は按分する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、1体につき1,000円とする。</u></p> <p>(手当の支給制限)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>税務手当</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(税務手当)</u></p> <p>第4条 <u>税務手当は、町税の調査、検査、賦課及び徴収事務に従事する職員に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、月額2,000円とする。</u></p> <p>(診療手当)</p> <p>第5条 診療手当は、<u>国民健康保険おいらせ病院(以下「病院」という。)</u>において、診療に従事する医師に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(手当の支給制限)</p>

改正案	現行
<p>第9条 特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するものには支給しない。</p> <p>(1) 第5条に規定する手当を受ける者が、その月において週休日及び休日以外の日のうち勤務しなかった日（年次有給休暇を除く。）が15日以上ある場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 （手当の支給）</p> <p>第10条 略 （委任）</p> <p>第11条 略 附 則 （防疫等作業手当の特例）</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であるものに限る。次項において同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>	<p>第8条 特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するものには支給しない。</p> <p>(1) 第5条に規定する手当を受ける者が、その月において週休日（<u>おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。</u>）及び休日（<u>勤務時間条例第9条に規定する休日をいう。</u>）以外の日のうち勤務しなかった日（年次有給休暇を除く。）が15日以上ある場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 （手当の支給）</p> <p>第9条 略 （委任）</p> <p>第10条 略 附 則 （防疫等作業手当の特例）</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。</u>次項において同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>